

令和元年5月24日

包括連携に関する協定書  
(愛知北農業協同組合、江南商工会議所、愛知江南短期大学)

愛知北農業協同組合、江南商工会議所、及び愛知江南短期大学(以下「三者」という。)は、相互発展に資するため、相互の人的、知的、物的資源等の交流を促進し、第1条に掲げる目的を推進するため、次のおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、三者が包括的な連携のもと、農業、商工業、教育、地域文化等の分野で相互に協力し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(連携事項)

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれに有する資源を有効かつ適正に活用し、一層の発展及び更なる地域貢献を図るため、相互に協力して次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- (1) 地域農業の振興に関すること
- (2) 地域産業の振興に関すること
- (3) 教育及び人材育成に関すること
- (4) 地域文化の振興に関すること
- (5) その他、三者が必要と認めること

2 三者は、前項各号にかかる取組について、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(信義誠実の尊重)

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

(守秘義務)

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(雑則)

第6条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する

愛知県江南市古知野町熱田72番地  
愛知北農業協同組合  
代表理事組合長

安達秀正

愛知県江南市古知野町小金112番地  
江南商工会議所  
会頭

松永金次郎

愛知県江南市高屋町大松原172番地  
愛知江南短期大学  
学長

伊藤内長